

議提第9号

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書

会議規則第14条の規定により、性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日 提出

提出者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	今関公美
賛成者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	日高英城
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	松島修一
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	岸昭二

北本市議会議長 滝瀬光一様

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書

2017年、性犯罪に関する刑法が110年ぶりに大幅に改正されました。

これにより、強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、また、懲役下限の引き上げや非親告罪化、更には監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設など、一定程度の厳罰化が図られましたが、残念ながら未だ、いくつかの問題点を包含しております。

その一つとして、強制性交等罪の成立には、暴行・脅迫、準強制性交等罪には心神喪失・抗拒不能が要件とされており、「検察統計調査 被疑事件の罪名別起訴人員、不起訴人員及び基礎率の累年比較」からも分かる通り、その立証責任の高さから、刑事告訴をしても約6割が不起訴となっており、依然として同意のない性行為をした加害者が処罰されていない現状があります。

また、日本での性交同意年齢は13歳となっており、他の先進諸国と比べ低年齢です。更に、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪においては、監護者に、離婚して監護者ではない実父、教師、雇用主、ベビーシッターやコーチなどの地位や立場の者が対象となっておりません。

加えて、同罪の被害者の適用範囲は、18歳未満とされており、経済的に自立できていない要扶助者が適用範囲に含まれておりません。

また、性犯罪被害を受けた場合、他の犯罪と異なり、その精神的苦痛から告訴までに長い年月を要する場合や、幼少期に受けた性犯罪被害を認識できるようになるまでに時間がかかる場合もあり、現行法の時効にそぐわないなど、未だ課題が残っております。

よって、被害者救済の視点に立ったより良い制度を実現するために、国会及び政府に対し、下記の通り性犯罪に関する刑法の早急な見直しを強く求めます。

記

- 1 強制性交等罪、準強制性交等罪の成立要件に不同意も含めること。
- 2 性交同意年齢を引き上げること。
- 3 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の適用範囲を18歳以上も対象に含め、また、監護者の対象を拡大すること。
- 4 公訴時効期間の延長または撤廃

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣